

# 総務文教常任委員会

平成26年3月10日（月）午後1時～  
第3委員会室

## 1 開議

## 2 事務局日程説明

## 3 議案審査

### 政策推進室

- (1) 第46号議案 亀岡市特別会計条例の一部改正について
- (2) 第8号議案 平成26年度亀岡市土地取得事業特別会計予算  
＜説明～質疑＞
- (3) 第51号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の制定について  
＜説明～質疑＞

### 企画管理部

- (1) 第44号議案 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について  
＜説明～質疑＞
- (2) 第55号議案 辺地総合整備計画の策定について  
＜説明～質疑＞

### 総務部

- (1) 第9号議案 平成26年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算  
＜説明～質疑＞
- (2) 第13号議案～第42号議案  
平成26年度亀岡市亀岡財産区特別会計予算  
他29財産区特別会計予算  
＜説明～質疑＞
- (3) 第47号議案 亀岡市税条例の一部改正について  
＜説明～質疑＞
- (4) 第48号議案 亀岡市財政調整基金条例の一部改正について  
＜説明～質疑＞

## 教育委員会

- (1) 第45号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

＜説明～質疑＞

- (2) 第49号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部改正について

＜説明～質疑＞

- (3) 第50号議案 亀岡市社会教育委員設置条例の一部改正について

## 4 討論～採決

## 5 陳情・要望について

- (1) これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

## 6 その他

- (1) 議会報告会でいただいた意見・要望と回答について  
(2) 議会だよりの内容について  
(3) 月例委員会の年間テーマについて  
(4) 他都市先進地行政視察等について  
(5) 新わがまちトーク（放課後児童会に係る意見交換会）について  
(6) 次回月例会の日程、内容について

# 総務文教常任委員会

平成26年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

平成26年3月10日

政策推進室 政策推進課

○大規模スポーツ施設関連事業 予算事項

一般会計

(単位：千円)

| 科目          |                        | 内容 | 財源内訳    |         |         |         |       |
|-------------|------------------------|----|---------|---------|---------|---------|-------|
|             |                        |    | 金額      | 国府支出金   | 市債      | 一般財源    | その他   |
| 2 款 総務費 計   |                        |    | 50,490  | 0       | 0       | 48,790  | 1,700 |
| 1 項 総務管理費   |                        |    | 2,500   | 0       | 0       | 800     | 1,700 |
| (夢ビジョン推進課)  | 啓発事業                   |    | 500     | 0       | 0       | 500     | 0     |
|             | 京都スタジアム（仮称）を支援する会への負担金 |    | 300     | 0       | 0       | 300     | 0     |
|             | シンポジウム開催経費             |    | 1,700   | 0       | 0       | 0       | 1,700 |
| 7 項 環境交通対策費 |                        |    | 47,990  | 0       | 0       | 47,990  | 0     |
| (環境政策課)     | 生息環境再生整備実験及び動植物調査業務等   |    | 47,990  | 0       | 0       | 47,990  | 0     |
| 8 款 土木費 計   |                        |    | 691,480 | 234,200 | 337,800 | 119,480 | 0     |
| 2 項 道路橋梁費   |                        |    | 130,000 | 68,200  | 55,600  | 6,200   | 0     |
| (人事課)       | 保津宇津根並河線（人件費）          |    | 4,200   | 0       | 3,800   | 400     | 0     |
| (桂川・道路整備課)  | 保津宇津根並河線（工事費）          |    | 125,800 | 68,200  | 51,800  | 5,800   | 0     |
| 4 項 都市計画費   |                        |    | 561,480 | 166,000 | 282,200 | 113,280 | 0     |
| (都市整備課)     | （仮称）京都・亀岡保津川公園（委託料等）   |    | 47,600  | 22,000  | 23,000  | 2,600   | 0     |
|             | （仮称）京都・亀岡保津川公園（用地費）    |    | 432,000 | 144,000 | 259,200 | 28,800  | 0     |
| (政策推進課)     | 地下水調査業務                |    | 9,179   | 0       | 0       | 9,179   | 0     |
|             | 繰出金                    |    | 66,664  | 0       | 0       | 66,664  | 0     |
|             | その他                    |    | 6,037   | 0       | 0       | 6,037   | 0     |
| 10 款 教育費 計  |                        |    | 1,700   | 0       | 0       | 1,700   | 0     |
| 6 項 保健体育費   |                        |    | 1,700   | 0       | 0       | 1,700   | 0     |
| (社会教育課)     | スポーツ振興等                |    | 1,700   | 0       | 0       | 1,700   | 0     |
| 一般会計 合計     |                        |    | 743,670 | 234,200 | 337,800 | 169,970 | 1,700 |
| 財源内訳        | 国・府支出金                 |    | 234,200 |         |         |         |       |
|             | 市債                     |    | 337,800 |         |         |         |       |
|             | 一般財源                   |    | 169,970 |         |         |         |       |
|             | その他                    |    | 1,700   |         |         |         |       |

| 特別会計・企業会計    |                       |           | (単位：千円)   |           |           |         |     |
|--------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----|
| 所管           |                       | 内容        | 財源内訳      |           |           |         |     |
|              |                       |           | 金額        | 国府支出金     | 市債        | 一般会計繰入金 | その他 |
| 土地取得事業特別会計   |                       |           | 1,407,000 | 0         | 1,388,400 | 18,600  | 0   |
|              | 用地取得費                 | 1,381,588 | 0         | 1,388,400 | 48        | 0       |     |
|              | 委託料（境界確定）             | 6,860     |           |           |           |         |     |
|              | 委託料（登記等・土地管理）         | 6,176     | 0         | 0         | 6,176     | 0       |     |
|              | 不動産鑑定業務               | 1,430     | 0         | 0         | 1,430     | 0       |     |
|              | 公債費・予備費               | 10,946    | 0         | 0         | 10,946    | 0       |     |
| 上水道事業会計      |                       |           | 23,064    | 0         | 0         | 23,064  | 0   |
|              | 給水区域拡張に係る基本計画及び届出認可設計 | 15,064    | 0         | 0         | 15,064    | 0       |     |
|              | 配水管布設工事設計業務           | 8,000     | 0         | 0         | 8,000     | 0       |     |
| 下水道事業会計      |                       |           | 25,000    | 0         | 0         | 25,000  | 0   |
|              | 下水道整備実施設計業務           | 25,000    | 0         | 0         | 25,000    | 0       |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
|              |                       |           |           |           |           |         |     |
| 特別会計・企業会計 合計 |                       |           | 1,455,064 | 0         | 1,388,400 | 66,664  | 0   |
| 財源内訳         | 国・府支出金                |           | 0         |           |           |         |     |
|              | 市債                    |           | 1,388,400 |           |           |         |     |
|              | 一般会計繰入金               |           | 66,664    |           |           |         |     |
|              | その他                   |           | 0         |           |           |         |     |

※参考 平成26年度当初予算（案）主要事項説明書の予算額1,700,070千円の積算について  
(単位：千円)

| 項目           | 金額          |
|--------------|-------------|
| 一般会計 合計      | 743,670     |
| 特別会計・企業会計 合計 | 1,455,064   |
| 全体 合計        | 2,198,734 ① |

| 重複分                             |  |                          |  |         |                                    |
|---------------------------------|--|--------------------------|--|---------|------------------------------------|
| 科目                              |  | 内容                       |  | 金額      | 備考                                 |
| 8 款 土木費<br>4 項 都市計画費<br>(都市整備課) |  | (仮称) 京都・亀岡保津川公園<br>(用地費) |  | 432,000 | 土地取得事業特別会計による先行取得後の買戻し金            |
| 8 款 土木費<br>4 項 都市計画費<br>(政策推進課) |  | 繰出金                      |  | 66,664  | 土地取得事業特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計それぞれの繰出金 |
|                                 |  | 重複分 合計                   |  | 498,664 | ②                                  |

①－②より 1,700,070

# 総務文教常任委員会

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターの概要

平成26年3月10日

政策推進室 政策推進課

## 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター概要

**設置経過** 南つつじヶ丘の開発により公共施設用地として市に帰属を受けた土地の有効利用を図るため、平成18年度から地元自治会や開発業者と協議を重ね、多くの住民が活用できる施設を市が設置することとし、平成24年度設計業務、平成25年度建設工事を行いました。

**設置目的** 地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターを設置しました。

**所在地** 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号

**施設概要** 集会施設 鉄骨造平屋建 延べ面積 471.40㎡

(最高高さ4.886m)

大会議室(3分割が可能)・小会議室・

事務室・コミュニティスペース・

調理室・作業室・便所

駐輪スペース アルミ合金造 延べ面積 5.76㎡

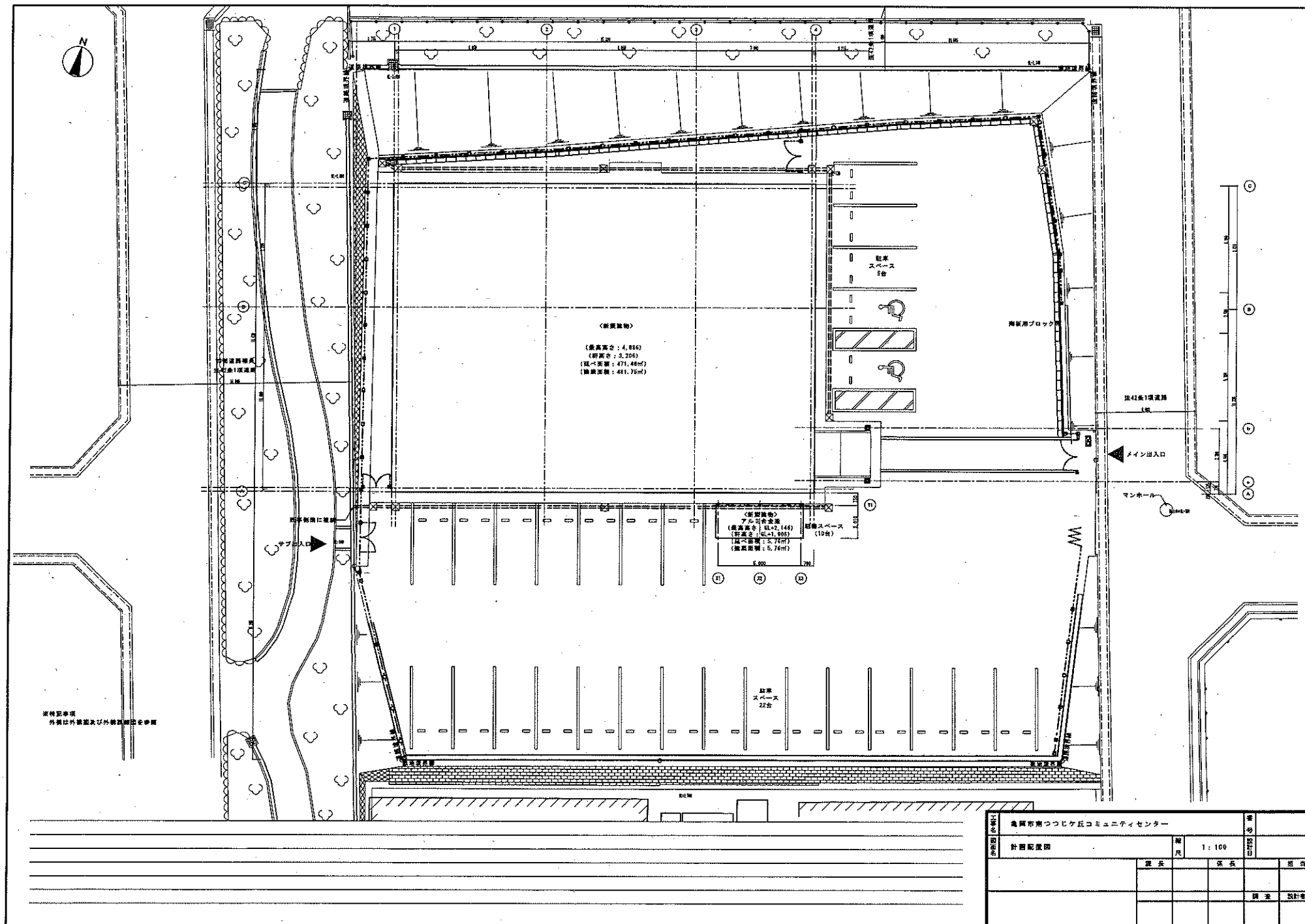
駐車スペース 22台

敷地面積 1,825.12㎡

**建設費** 建設工事費 建築・電気工事 109,126,500円

亀岡市南つづけ丘コミュニティセンター付近見取図







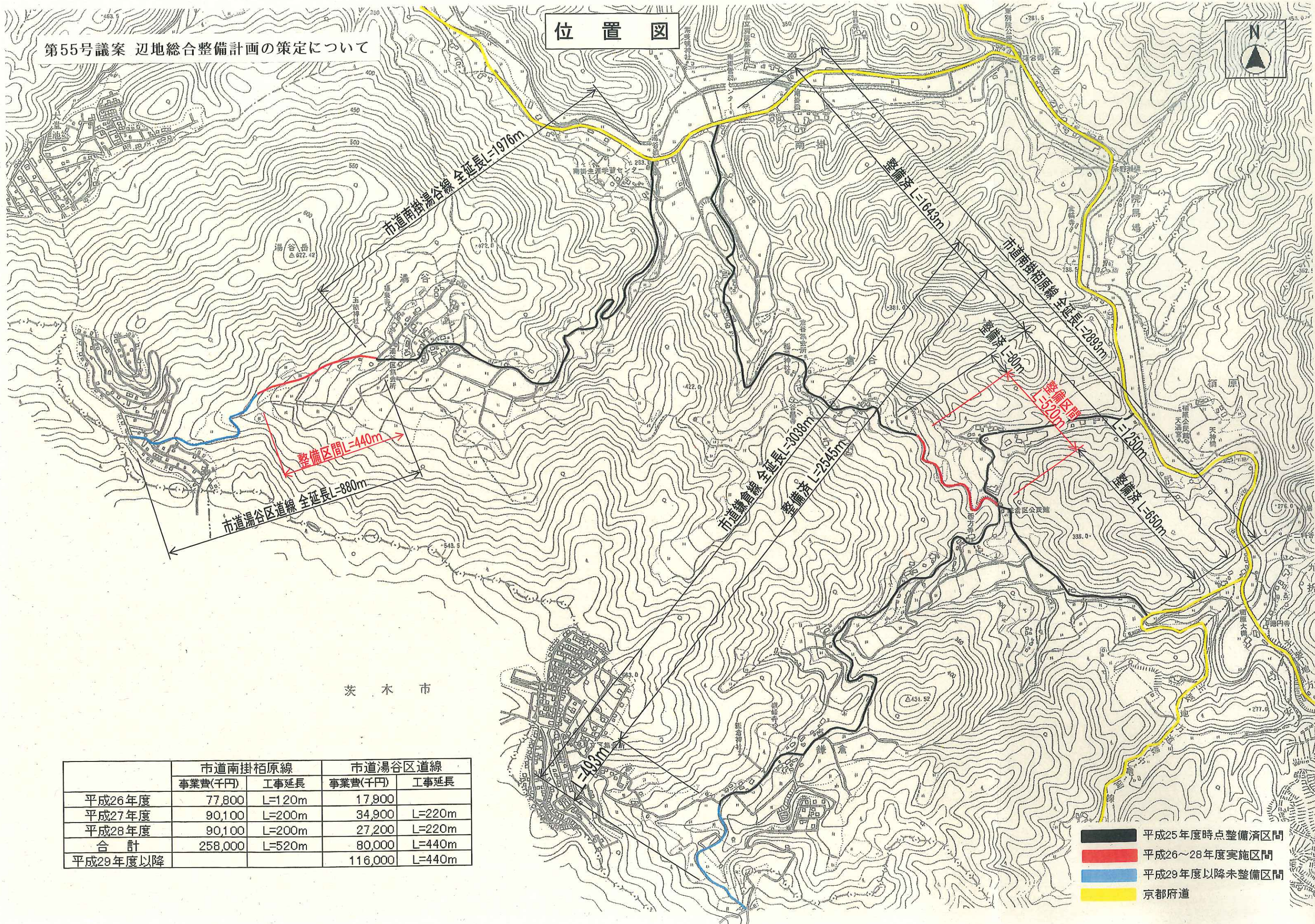
- 凡 例
- 補注記号を示す
  - ▲ 窓名記位置を示す
  - △ 柱名表示板位置を示す
  - 消火器を示す (取附台とも)

平面詳細図 1:50

|     |  |                    |    |     |      |
|-----|--|--------------------|----|-----|------|
| 工事名 |  | 亀岡市南つづけ丘コミュニティセンター |    | 番号  |      |
| 図面名 |  | 平面詳細図              |    | 縮尺  | 1:50 |
|     |  | 課長                 | 係長 | 設計者 | 担当者  |
|     |  |                    |    | 調査  | 設計者  |

第55号議案 辺地総合整備計画の策定について

位置図



茨 木 市

|          | 市道南掛栢原線 |        | 市道湯谷区道線 |        |
|----------|---------|--------|---------|--------|
|          | 事業費(千円) | 工事延長   | 事業費(千円) | 工事延長   |
| 平成26年度   | 77,800  | L=120m | 17,900  |        |
| 平成27年度   | 90,100  | L=200m | 34,900  | L=220m |
| 平成28年度   | 90,100  | L=200m | 27,200  | L=220m |
| 合 計      | 258,000 | L=520m | 80,000  | L=440m |
| 平成29年度以降 |         |        | 116,000 | L=440m |

- 平成25年度時点整備済区間
- 平成26～28年度実施区間
- 平成29年度以降未整備区間
- 京都府道

平成 2 6 年 度

亀岡財産区他 2 9 財産区特別会計予算の概要

総務部自治防災課

## 平成26年度亀岡財産区他29財産区特別会計予算の概要

### 1 歳 入

(単位:千円)

| 科 目           | 26年度   | 25年度    | 比 較     |
|---------------|--------|---------|---------|
| 1 財 産 運 用 収 入 | 30,061 | 28,639  | 1,422   |
| 2 財 産 売 払 収 入 | 1,856  | 1,925   | △ 69    |
| 3 寄 附 金       | 627    | 667     | △ 40    |
| 4 繰 入 金       | 47,732 | 51,446  | △ 3,714 |
| 5 繰 越 金       | 4,568  | 5,067   | △ 499   |
| 6 諸 収 入       | 13,026 | 12,699  | 327     |
| 計             | 97,870 | 100,443 | △ 2,573 |

### 2 歳 出

(単位:千円)

| 科 目         | 26年度   | 25年度    | 比 較     |
|-------------|--------|---------|---------|
| 1 管 理 会 費   | 15,985 | 15,610  | 375     |
| 2 財 産 管 理 費 | 67,113 | 69,320  | △ 2,207 |
| 3 積 立 金     | 3,704  | 4,178   | △ 474   |
| 4 繰 出 金     | 7,351  | 7,641   | △ 290   |
| 5 予 備 費     | 3,717  | 3,694   | 23      |
| 計           | 97,870 | 100,443 | △ 2,573 |

平成 26 年 3 月 10 日開催

総務文教常任委員会

# — 提 出 資 料 —

(第 45 号議案関連資料)

スポーツ推進委員報酬改定について

(その他)

亀岡市いじめ防止基本方針(案)について

亀岡市教育委員会

# 平成26年度 スポーツ推進委員報酬額等について

【人口は、平成26年現在。年間の事業回数は平成24年度実績】

| 市町村  | 人 口     | 委員定数        | 委員1人当<br>りの人口 | 年間(事業) | 報酬の額 |                        | 備 考                                                                |
|------|---------|-------------|---------------|--------|------|------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 亀岡市  | 92,024  | 50人         | 1,840         | 61回    | 年額   | 27,000                 | 委員数(50人→50人以内に改正) 平成26年度より34名<br>(27,000円→36,000円に改正予定)            |
| 福知山市 | 81,145  | 30人以内(現21人) | 3,864         | 46回    | 年額   | 52,000                 | 定例会12回、事業6回、派遣23回、研修会5回                                            |
| 長岡京市 | 80,157  | 24人以内(現14人) | 5,725         | 50回    | 年額   | 71,000                 | 月1回全体会議、部会、研修会、派遣、                                                 |
| 城陽市  | 78,285  | 約25人        | 3,131         | 39回    | 年額   | 46,000                 | 定数は、小学校区ごとに2人、中学校区ごとに1人                                            |
| 八幡市  | 73,385  | 24人         | 3,057         | 57回    | 年額   | 46,000                 | 定例会12回、主催事業5回、派遣事業・研修会40回、                                         |
| 木津川市 | 72,283  | 40人以内(現22人) | 3,285         | 38回    | 年額   | 会長48,000円<br>委員43,000円 | 定例会12回、主催事業6回、派遣事業16回、研修会4回、                                       |
| 京丹後市 | 59,187  | 93人以内(現56人) | 1,056         | 41回    | 年額   | 50,000                 | 会議29回、事業3回、スポーツ大会・講習会9回                                            |
| 向日市  | 53,563  | 25人以内(現12人) | 4,463         | 24回    | 年額   | 53,000                 | 毎月1回の会議、毎月1回研修会、市事業5回(別途日当)                                        |
| 宮津市  | 19,808  | 20人以内(現10人) | 1,980         | 30回    | 年額   | 会長18,000円<br>委員16,200円 | 会議12回、スポーツ事業18回                                                    |
| 舞鶴市  | 85,955  | 27人以内(現27人) | 3,183         | 16回    | 年額   | 50,000                 | 毎月1回の会議、市事業(別途報酬)                                                  |
| 京田辺市 | 65,811  | 20人以内(現15人) | 4,387         | 会議12回  | 日額   | 会長10,100円<br>委員9,100円  | 会長10,100円×12回=121,200円／委員9,100円×12回<br>=109,200円／スポーツ事業1回につき3,000円 |
| 南丹市  | 33,822  | 30人以内(現25人) | 1,352         | 会議7回   | 日額   | 6,000                  | 会議7回×6,000=42,000円。スポーツ事業は無償。H25～上限<br>を50,000円と改正                 |
| 宇治市  | 191,808 | 45人以内(現36人) | 5,328         | 52回    | 日額   | 9,900                  | スポーツ教室、地域派遣など                                                      |

# 亀岡市いじめ防止基本方針 (案)

平成 年 月

亀岡市・亀岡市教育委員会

## 亀岡市いじめ防止基本方針（案）目次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| はじめに                         | 1 |
| 第1章 いじめの防止等の基本的な事項           | 1 |
| 1 いじめの定義                     | 1 |
| 2 いじめの態様                     | 1 |
| (1) 心理的苦痛                    | 1 |
| (2) 物理的苦痛                    | 1 |
| (3) 暴力的苦痛                    | 2 |
| 3 いじめの防止等のための基本的な考え方         | 2 |
| 第2章 いじめの防止等のために亀岡市が実施する施策    | 2 |
| 1 いじめの防止等のための亀岡市・亀岡市教育委員会の組織 | 2 |
| (1) (仮称) 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置  | 2 |
| (2) (仮称) 亀岡市いじめ防止対策推進委員会の設置  | 3 |
| (3) (仮称) 亀岡市いじめ調査委員会の設置      | 3 |
| 2 いじめの防止等のための施策              | 3 |
| (1) いじめの防止                   | 3 |
| (2) いじめの早期発見                 | 4 |
| (3) いじめへの対処                  | 4 |
| (4) 関係機関との連携                 | 4 |
| (5) 教職員の資質向上・研修の充実           | 4 |
| 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策     | 4 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定             | 4 |
| 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織      | 5 |
| 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置         | 5 |
| (1) いじめの防止                   | 5 |
| (2) いじめの早期発見                 | 5 |
| (3) いじめへの対処                  | 5 |
| (4) 地域や関係機関との連携              | 5 |
| 第4章 重大事態への対応                 | 5 |
| 1 重大事態の報告                    | 6 |
| 2 調査主体の決定                    | 6 |
| 3 重大事態の調査                    | 6 |
| 4 重大事態の再調査及び調査結果を踏まえた措置      | 6 |
| 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項   | 7 |
| ・資料：重大事態発生後の流れ（フロー図）         | 8 |

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

亀岡市では、生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」を基本として、平和と人権の根づくまちづくりを進めている。教育においても「ともに学び ともに育ち ともに生きる かめおか教育の創造」を基本理念とし、「人権尊重」をすべての教育の基盤に据え、これまでもいじめの防止と対策の取り組みを推進してきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、亀岡市は、改めて、「いじめは決して許されない行為」であり、社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒一人一人の人権をはじめ尊厳が尊重されるよう、学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「亀岡市いじめ防止基本方針」（以下「亀岡市基本方針」という。）を策定する。

## 第 1 章 いじめの防止等の基本的な事項

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第 2 条第 1 項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、「国のいじめ防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）を参照

### 2 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

#### （1）心理的苦痛

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれにされる。集団による無視をされる
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

#### （2）物理的苦痛

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 金品をたかられる

### (3) 暴力的苦痛

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

※ いじめ事象では、これらの態様が複合的に関係している場合がある。

## 3 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒の一人一人が健やかに成長していくことができる、安全安心な社会を築いていく視点で取り組む。

- (1) すべての児童生徒がいじめをしない、また、いじめを知りながら放置する「傍観者」とならないため、いじめの問題への理解を深める教育・啓発の実施や、いじめが起こらない地域社会づくりに向けた関係者の継続的な取り組みなど、いじめの未然防止の観点が重要である。
- (2) いじめは、早期発見、早期対応が重要である。教職員をはじめ児童生徒に関わるすべての関係者が連携し、児童生徒の些細な変化やサインに気づき、いじめを認知し、対応していくことが大切である。また、児童生徒や保護者等が相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域社会と連携し、児童生徒を見守ることが必要である。
- (3) いじめが起こっていることが確認された場合、又は、いじめが起こり得ると判断した場合は、学校は直ちに、被害児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保したうえで、加害児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど迅速かつ組織的な対応をとることが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会へ報告・相談を行い、必要に応じ関係機関と連携して対応する必要がある。
- (4) 亀岡市の教育が目指す子ども像「ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかっ子」は、学校・家庭・地域社会のあたたかな見守りの中で育まれるものであり、子どもの成長には社会全体の連携が不可欠である。いじめの防止等について、様々な機会を活用し、共通理解や幅広い連携・協働の取り組みを行うとともに、いじめ事案の解決に当たっては、状況に応じ、関係機関等との緊密な連携が必要である。

## 第2章 いじめの防止等のために亀岡市が実施する施策

亀岡市（亀岡市教育委員会含む）は「亀岡市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、必要な財政上及びその他必要な措置を講ずるものとする。

### 1 いじめの防止等のための亀岡市・亀岡市教育委員会の組織

#### (1) （仮称）亀岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

亀岡市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等の対策について関係機関、団体の連携を図るため、「（仮称）亀岡市いじめ問題対策

連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

連絡協議会は、京都府南丹教育局、京都府家庭支援総合センター、京都府警察(以下「警察」という。)等関係機関、学識経験者、学校、保護者代表、亀岡市、亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)等で構成する。

## (2) (仮称) 亀岡市いじめ防止対策推進委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等の対策を効果的に実施するため、教育委員会の附属機関として、条例により「(仮称) 亀岡市いじめ防止対策推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

推進委員会は、「亀岡市基本方針」に基づいたいじめの防止等に係る調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地から審議を行うほか、法第28条第1項の重大事態の発生時における調査を行う。また、第三者機関としての機能を備えるため、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等で構成し、公平性や中立性を確保するよう努める。

## (3) (仮称) 亀岡市いじめ調査委員会の設置

市長は、法第30条第2項に基づき、市長の附属機関として、条例により「(仮称) 亀岡市いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置する。

教育委員会から法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため必要があると認めるときは、教育委員会又は学校の調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

調査委員会は、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等関係者と特別な利害関係のない第三者で構成し、当該調査の公平性、中立性を確保する。

# 2 いじめの防止等のための施策

## (1) いじめの防止

- ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図る。そのために、教育活動全体を通じての道德教育と人権教育の充実を図る。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援する。
- ウ 11月をいじめ根絶月間と位置づけ、市民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行う。また、1年を通し、様々な機会を通じて啓発に努める。
- エ ネット上のいじめに関係する問題については、京都府をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努める。

## (2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- イ いじめに関する相談や通報を受け付けるため、電話相談窓口となる「亀岡市サポートコール」の周知を行う。また、多様な相談窓口情報も周知し、関係機関等との連携を図る。
- ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校に連絡するよう、地域住民に対して協力要請を行う。

## (3) いじめへの対処

- ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示する。また、当該報告事案について自ら必要な調査を行う。
- イ 亀岡市サポートコールや関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講ずる。
- ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講ずる。
- エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察等関係機関と連携して対応する。この場合は被害児童生徒等に配慮し、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行う。

## (4) 関係機関との連携

- ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応を推進できるよう地域の関係団体等に協力要請を行う。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行う。
- イ 警察や医療機関、京都府家庭支援総合センター、京都地方法務局、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図る。

## (5) 教職員の資質向上・研修の充実

- ア 教職員自らが人権感覚といじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるため、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行う。
- イ ネット上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図る。

# 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や亀岡市基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。学校基本方針では、いじめの防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定める。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域社会の理解と協力を得る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条及び亀岡市基本方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に取り組むため、「いじめの防止等のための対策組織」（以下「学校対策組織」という。）を設置する。

学校対策組織は、学校の管理職や生徒指導主任等複数の教職員等によって構成することを基本とし、学校の教育活動の企画運営に関わる「運営委員会」や生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部会」等の組織を活用することも可能である。

また、必要に応じて、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加・助言を求める。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

教育相談体制の強化と面談等を定期的実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組む。また、児童生徒自らがいじめの解消に取り組むよう、児童会・生徒会活動を活性化するなど環境整備を行う。さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施する。

### (2) いじめの早期発見

児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などをきめ細かく観察するとともに、個人ノートや連絡帳等を活用して児童生徒の理解に努める。また、児童生徒と共有できる空間と時間を確保して、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見につなぐ。

なお、被害児童生徒やいじめ情報を報告した児童生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に伝え、その対策を講ずる。

### (3) いじめへの対処

いかなる場合でも被害児童生徒の側に立った指導を行い、「いじめられている側にも問題がある」という考えで指導してはならない。また、迅速で丁寧に取り組み、加害児童生徒に対しては厳しく適切な指導を行う。

### (4) 地域や関係機関との連携

学校基本方針に基づく取り組み等について、PTA、地域社会、関係機関に対し積極的に情報発信に努め、いじめの防止等について連携して取り組む。また、様々な機会に意見や情報の共有を図るものとする。

学校だけで解決することが困難と思われる場合は、警察や京都府家庭支援総合センター等の関係機関と積極的に連携を行う。

## 第4章 重大事態への対応

教育委員会又は学校は、いじめによる又はいじめによる可能性のある行為等により、重大事態が発生した場合は、次のように対処する。

### 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項)

※ 上記の「相当の期間」の目安となる欠席日数は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義より、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手するなど、対処しなければならない。

### 1 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いのある事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて、その内容を市長に報告する。

### 2 調査主体の決定

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が実施するが、実施主体は、教育委員会が判断する。

### 3 重大事態の調査

- (1) 学校が行う調査は、学校対策組織を母体として、速やかに実施する。なお、教育委員会は、その調査について必要な指導や情報提供などの支援を行う。学校による調査では、当該の重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止につながる結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、附属機関の「推進委員会」によって調査を行う。
- (2) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、他の児童生徒や関係者の個人情報に十分配慮した上で、調査によって明らかになった事実関係の情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、(2)の説明結果を踏まえ、被害児童生徒やその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

### 4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止に資するため、再調査が必要であると認める場合、「調査委員会」による再調査を行うことができる。
- (2) 再調査を行ったときは、被害児童生徒やその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

情報提供を行うに当たっては、被害児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信時における個人のプライバシー等への配慮に十分留意する。

- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対応のために、指導主事や専門家の派遣など必要な支援を行う。

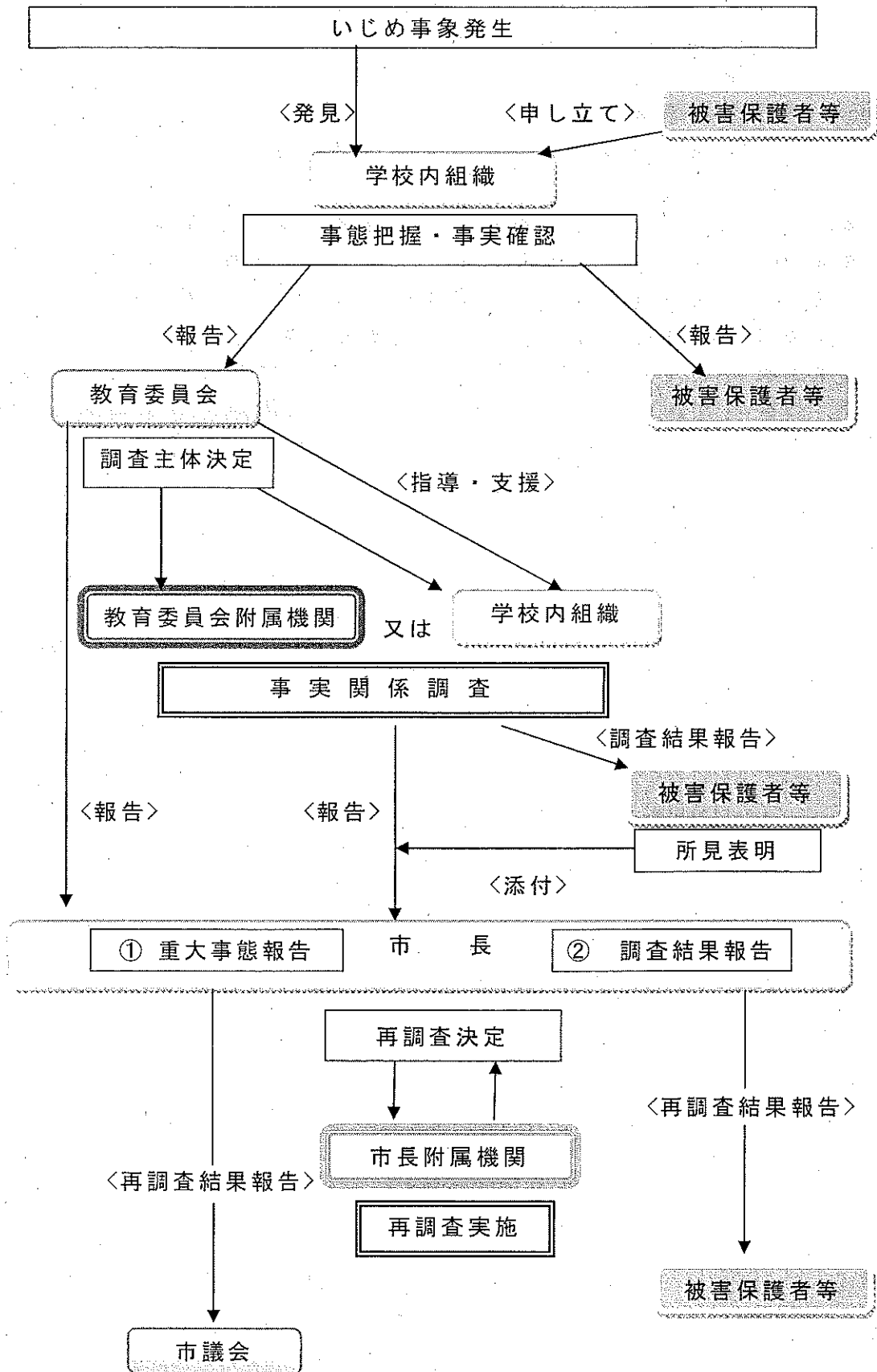
また、再調査を行ったときには、市長はその結果を市議会に報告する。  
なお、個人情報等に対しては必要な配慮を行う。

## 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

亀岡市は、亀岡市基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向も踏まえ、亀岡市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、連絡協議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

教育委員会は、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認するとともに、公表を指示するものとする。また、学校基本方針を見直した場合も同様とする。

重大事態発生後の流れ（フロー図）



総務文教常任委員会

資 料

会計管理室

平成26年3月10日

## 源泉所得税の自己点検結果について

亀岡市会計管理室会計課

### 1 概要

園部税務署から、平成26年1月23日付けで、源泉徴収事務の自己点検に係る依頼を受け、源泉事務処理についての自己点検を行った結果、源泉徴収漏れが判明しました。つきましては、税務署に対し早急に徴収漏れ分等を納付します。

### 2 経緯

亀岡市が業務を委託した建築士や測量士などへの所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金等に係る源泉徴収事務において、同基本通達により、市が徴収すべき個人事業主を徴収する必要のない法人と誤認したため、徴収漏れがありました。

### 3 対象人数及び金額（平成22年1月から平成25年12月支払分）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 対象者         | 22人（延べ 62件） |
| 源泉所得税額      | 3,782,964円  |
| 延滞税及び不納付加算税 | 312,600円    |

### 4 今後の対応

税務署に対し早急に徴収漏れ分等を納付します。

なお、源泉徴収漏れとなっている対象者の方に謝罪したうえで、徴収漏れ分については返還を求め、延滞税及び不納付加算税については市が負担します。

今後は、このような誤りが生じないよう関係法令等の確認を徹底し、厳正で適切な事務処理に努めていきます。

平成26年3月10日

市・府民税での還付加算金の算定誤りについて

亀岡市総務部税務課

1. 概要

京都府自治振興課からの照会並びに他の自治体での還付加算金の算定誤りの報道を受け、本市の事務処理手続きを確認したところ、市・府民税について、減額更正に伴う還付加算金の算定に誤りがあり、未払い分があることが判明しました。現在、その対象件数、影響額を精査中であり、精査でき次第速やかに対象者に通知し、還付手続きを進めます。今後こうしたことがないよう再発防止と信頼回復に向けて適正な事務執行に努めてまいります。

2. 原因

市・府民税の還付加算金の計算にあたり、減額更正により納めすぎとなった場合において、計算の始期を地方税法第17条の4第1項第1号の「納付の翌日」を適用すべきところ、同項第3号の「更正のあった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」と誤って適用した事例が発見されました。こうした事例の場合、還付加算金が本来の額より少ない、あるいは加算されない状況が発生したものです。

3. 対象件数及び金額（平成21年度から現在までの概数）

市・府民税の還付加算金     480件   240万円

4. 今後の対応

現在、対象件数、還付加算金未払金額を精査中です。精査でき次第、速やかに、対象者にお詫びと還付手続きを進めてまいります。

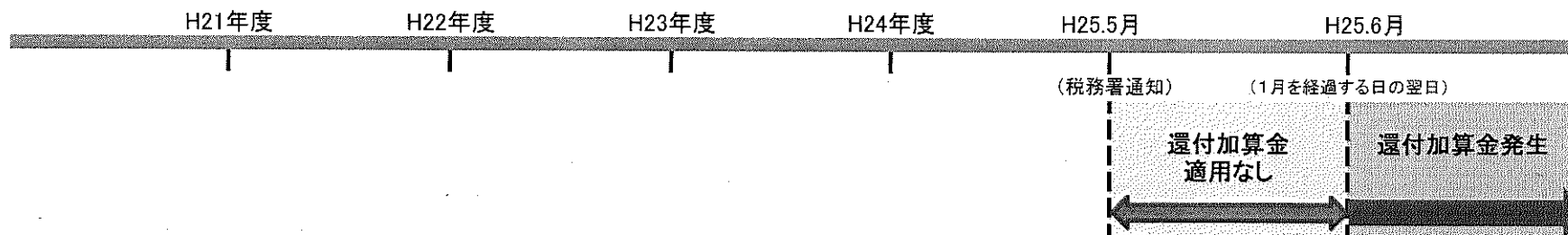
なお、今回の還付手続きに際し、還付詐欺等の被害にあわないう、金融機関のキャッシュコーナーで機械操作していただくことのない旨の注意喚起も行います。

## 還付加算金の計算期間(現行処理と適正処理比較)

【計算例】 サラリーマンが確定申告(還付申告)を5年分遡って行った場合(H25.5月申告)

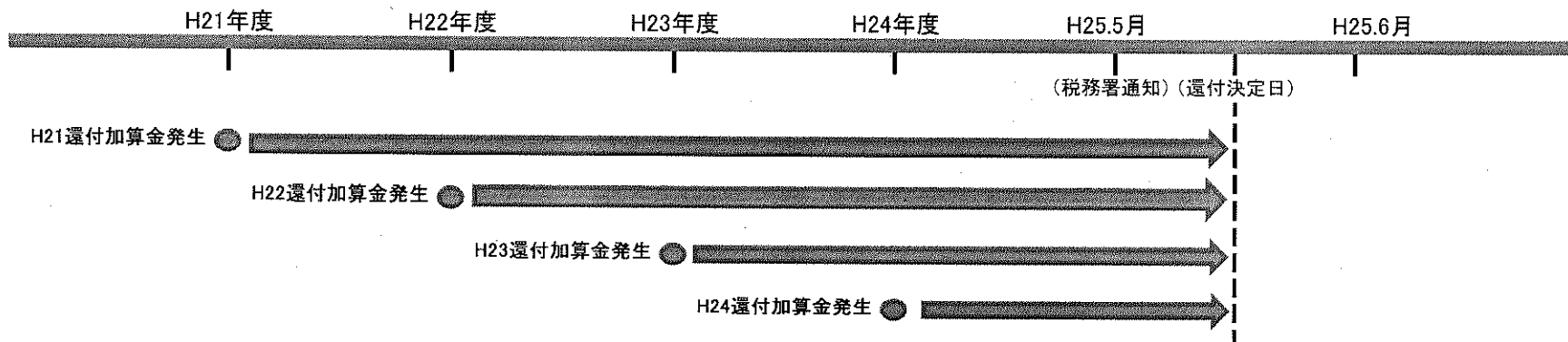
### ◆現行処理(地方税法第17条の4第1項第3号適用)

始期: 更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日



### ◆適正処理(地方税法第17条の4第1項第1号適用)

始期: 納付があった日の翌日



**議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について**  
総務文教常任委員会

|      |    | 意見・要望などの概要                                                                            | 当日回答内容                                                                                                                   | 対応 |    |      |
|------|----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|
|      |    |                                                                                       |                                                                                                                          | 参考 | 報告 | 回答調査 |
| 古世   | 1  | 18号台風で光忠寺の下まで水がきた。そこに東部自治会館を建てるとの回覧が回った。また、一部住民はクニッテル通りを渡っていくことになり遠くなる。議会はどう思っているのか。  | 東部自治会で取り組まれていること。議会への報告はない。                                                                                              | ○  |    |      |
| 古世   | 2  | ・旧亀岡町には亀岡地区自治振興協議会がある。議会もここを窓口としてほしい。<br>・自治会員として自治振興協議会は知らない。初めて聞く。住民は東部自治会を窓口としている。 | 地域で収めてほしい。意見は聞いた。地域で話し合ってほしい。                                                                                            | ○  |    |      |
| 古世   | 4  | スタジアム建設について、住民投票が否決されたが、市は今後どのようなスケジュールで建設を進めていくのか。                                   | 26年度予算で土地取得等が計上される。可決されれば土地取得を行い、京都府のスケジュールで建設を進めていくこととなる。またアユモドキ等の問題があるので、環境への影響がでないか調査中であり、その結果により建設を進めていくこととなる。       | ○  |    |      |
| 古世   | 8  | 教育に予算がかけられないのにスタジアムに大判振舞い。プロが来ても健康にはなれない。教育にもっときめ細かく予算を配分すべき。                         |                                                                                                                          | ○  |    |      |
| 古世   | 9  | 市は補助金がもらえと言っているが、国・府も元は税金、人口減少問題も踏まえ、予算の使い方を考えてほしい。                                   |                                                                                                                          | ○  |    |      |
| 古世   | 11 | 「アユモドキ」の生息地になぜスタジアムを建てるのか。                                                            | ・その経過を調べるため開示請求したが記録がない。議会では建設地として適しているか議論していない。<br>・保津町のアユモドキ保全協議会で一生懸命取り組まれており、市も補助金等により支援してきた。予算審査の中で一定審議を行い現状に至っている。 | ○  |    |      |
| 古世   | 15 | バリアフリー構想は障害福祉施策と考えるが、なぜ政策推進室が所管しているのか。                                                | 答えを持ち合わせていない。調べて回答する。                                                                                                    |    |    | ○    |
| 東本梅  | 1  | サッカースタジアムの亀岡市負担額を市民一人当たりになると3万円になる。東本梅町には何のメリットもない中止すべきである。                           | —                                                                                                                        | ○  |    |      |
| 東本梅  | 2  | スタジアム誘致で経済的効果が計り知れないと市は説明するが、具体的に説明すべきである。                                            | —                                                                                                                        |    |    | ○    |
| 東本梅  | 3  | スタジアム誘致の署名活動は市がすべきことではない。                                                             | —                                                                                                                        | ○  |    |      |
| 東本梅  | 6  | 公民館が緊急避難所に指定されているが、耐震強度が不足している。どの様に思われるか。                                             | ハザードマップの見直しについて議会質問もしているが、見直しをすることになっているので、早くやる様に伝える。                                                                    |    | ○  |      |
| 南つつじ | 1  | 台風18号をボランティアとして、保津のお家に市社協からカナダ人の方とチームを組んで救援に入った。議員も一市民として、どのような活動を行ったのか。              | 保津町をはじめ、篠町、旧亀岡町など災害が多発して、それぞれの議員が対応してきた。ボランティアとしてのお考えもあるので、研究したい。公共の役割、床上・床下浸水への修繕補助等、議会として検討したい。                        | ○  |    |      |

**議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について**  
総務文教常任委員会

|                  |    | 意見・要望などの概要                                                       | 当日回答内容                                                                                                                                                                                                   | 対応 |    |    |
|------------------|----|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|
|                  |    |                                                                  |                                                                                                                                                                                                          | 参考 | 報告 | 回答 |
| 南<br>つ<br>つ<br>じ | 3  | 事業執行にあたっては、スピード感をもって進めてほしい。                                      | 公務員削減と言う流れの中で、現業や技術職が減らされてきたのは事実。また、災害にあたって、社会全体に技術者不足が生じている。これら課題を、議会として取り組んでみたい。                                                                                                                       | ○  |    |    |
| 南<br>つ<br>つ<br>じ | 5  | 技術職が減った中で、人的集中が本当にできるのか。命にかかわることは、最優先で取り組む体制が求められるのではないかな。       | 防災体制をつくる上で、公務労働の果たす役割は大きい。人命の犠牲を出さない市民合意が図られることが重要。災害に対する条例化が必要と感じている。京都府の河川浸漬が、以前は3年に一回行われていたのがされていない。府土木職員が激減という、住民からの指摘意見もある。国のニューディール政策と連携も重要ではないか。また、ハザードマップや一時避難所等の見直しなども行われるし、議会として進めていかなければならない。 | ○  |    |    |
| 南<br>つ<br>つ<br>じ | 6  | 課題解決を発生型でなく、発見型、長期対応型(発掘型)に切り替えてほしい。                             | 公共施設等、維持・修繕を要求してきたが、本年度に全容を調査する予算が計上された。行政は発生型の施策が多いが、議会として意見を述べていく。                                                                                                                                     | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 1  | 専用球技場、何故、JR亀岡駅北になったのか。他の場所も考えられるのではないかな。例えば、運動公園横等。              | 候補地については、3ヶ所ほどあった。JRの利用、利便性が最優先で検討され、JR亀岡駅北に決定された。                                                                                                                                                       | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 2  | 専用球技場建設予定地が、台風18号で冠水した。心配ないのかな。                                  | 遊水地については、請田神社、山本の浜の飲み口が狭いため、水が逆流した。国も170億円の予算を付け、山本浜・渡月橋下流整備もされて行く。スタジアムと冠水対策が両方で上手いかなのではないかと考える。まだまだ議論していく。                                                                                             | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 3  | 専用球技場、どれだけの経済効果があるのかな。ハコモノをたてて今後の財政負担にならないか、心配。                  | 亀岡市も35億円の予算を組んでいるが、その議論の内容をよく見たうえで、判断してほしい。                                                                                                                                                              | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 5  | 消防行政、畑野町や東西別院町に篠のような分署があれば安心なのだが、市長こん談会で予算がないから無理と言われた。何とかしてほしい。 | 消防団の分署設置の件、中部広域消防組合のことなので、組合議会へ出ている議員から発言してもらうよう伝える。                                                                                                                                                     |    | ○  |    |
| 曾<br>我<br>部      | 8  | 何故、水の浸かるところにスタジアムを建て、防災の拠点とするのかな。                                | 備蓄倉庫や防災拠点は、府が考えている。市は災害対策として危機管理監の配置も含めて考えている。                                                                                                                                                           | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 9  | 原発問題はどのように考えるか。原発に対する防災はどうするのか。曾我部で除染することをどう考えるか。                | 原発の問題は、曾我部町や亀岡市民だけの問題ではなく、府下全域の問題なので、しっかりと見守っていききたい。                                                                                                                                                     | ○  |    |    |
| 曾<br>我<br>部      | 13 | 市長こん談会では、各部長から、財源の問題で、全てNGとされた。もっと前向きに取り組んでほしい。                  | 意見として聞く。                                                                                                                                                                                                 | ○  |    |    |

# 議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

|   |   | 意見・要望などの概要                                                                               | 当日回答内容                                                                                                                                      | 対応 |    |    |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|
|   |   |                                                                                          |                                                                                                                                             | 参考 | 報告 | 調査 |
| 旭 | 1 | 大型スポーツ施設建設について、建設前にもっと規模や活用方法など詳細を市民に情報提供していただきたい。                                       | 平成26年度から地権者と用地買収の契約を進めていく。概略的な事は既に発表されている通りで詳細についてはまだ分からない。土地の無償提供については当初より京都府からの条件であった。                                                    | ○  |    |    |
| 旭 | 2 | スタジアムの建設は将来、市民の負担とならないのか、また、例えば規模を縮小するなど、亀岡市として主体性をもった意見の出せる市議会であってほしい。将来展望をもって議論をしてほしい。 | スタジアムの建設費用と管理費は京都府が負担し、亀岡市は土地の無償提供と周辺整備をする。大切な事はスタジアムを中心としてどのような賑わいを作っていくのか、治水問題も含めて亀岡をどう良くしていくかを議論をしていかなければならないと考えている。ただ、議会内でも建設に反対の意見もある。 | ○  |    |    |
| 旭 | 5 | 災害時に公民館が被災地になっているが、建物も老朽化している。耐震について議会でも議論がなされているのか。                                     | 避難所については議会でも多くの議員が質問してきた経過があり、見直すという事になっているがまだまだ不十分であると考えている。どのような災害であれ対応ができるような所を避難所に指定し、また、老朽化しているところは改修していただくよう努力していきたい。                 | ○  |    |    |

《参考》 平成25年度総務文教常任委員会月例会、行政視察等の内容

| 月日     | 内容                                                                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月15日  | ・小中学校の適正化について（教育部）<br>・学校給食の放射能測定検査について（ Ⅱ ）                                                                                             |
| 5月7日   | 【行政報告】土地開発公社経営健全化計画5年間の総括について（政策推進室）<br>・行政視察事前勉強                                                                                        |
| 5月30日  | ・行政視察の総括<br>・継続審査議案について（若木の家条例、撤回の方向を説明）（教育部）                                                                                            |
| 7月29日  | 【行政報告】学校給食センターにおける放射能測定検査状況（資料のみ）<br>・行政視察報告について<br>＜決算特別委員会分科会を開催し、事務事業評価項目を選定＞                                                         |
| 8月26日  | 【行政報告】若木の家について（教育部）<br>いじめ調査について（ Ⅱ ）<br>元旦ロードレースについて（ Ⅱ ）                                                                               |
| 10月29日 | 【現地視察】城西小学校放課後児童会指導員との意見交換<br>【行政報告】若木の家について（教育部）<br>学校給食食材について（ Ⅱ ）                                                                     |
| 11月18日 | ・直接請求に伴う条例制定について（事前協議、論点整理等）                                                                                                             |
| 1月30日  | ・委託業務の状況について（会計管理室）<br>・亀岡市人権福祉センターの使用状況について（生涯学習部）<br>【行政報告】亀岡市いじめ防止基本方針の策定について（教育部）<br>亀岡市小・中学校の土曜日を活用した教育活動について（教育部）<br>新幼稚園について（教育部） |
| 2月10日  | ・新わがまちトーク（放課後児童会に係る意見交換会）について・開催を決定                                                                                                      |
| 2月17日  | ・新わがまちトーク（放課後児童会に係る意見交換会）の開催日時・場所について<br>平成26年4月13日（日）14時～15時30分（市民ホール）                                                                  |

【行政視察】 5月14日～16日

神奈川県秦野市 公共施設白書、公共施設再配置計画策定について

埼玉県富士見市 事業仕分けについて  
（構想日本 事業仕分けについて）

埼玉県草加市 学校給食について

【事務事業評価】

夢ビジョンシンボルプロジェクト推進事業 《継続（改革改善）》

生涯学習かめおか財団活動補助・指定管理事業 《継続（改革改善）》

就学奨励事業 《継続（改革改善）》

放課後児童対策事業 《拡充》

人権啓発・人権教育事業 《その他（統廃合・縮小）》